

令和8年度 秋田県森林ボランティア団体等に係る 里山林活性化による多面的機能発揮対策 説明資料



秋田の森林活用地域協議会

説明内容

- 1 リニューアルした多面的機能発揮対策 !!
- 2 事業の概要
- 3 事業採択の要件等
- 4 新規団体の立ち上げから採択申請までのステップ
- 5 令和9年度採択申請書等の提出期限
- 6 申請書等の提出先・問合せ先

1 リニューアルした多面的機能発揮対策!! (林野庁)

■ 里山林活性化による多面的機能発揮対策 (R7~R11)

◆従前事業との主な相違点◆

- ・資源活用が採択の必須要件
(素材利用が原則)
- ・従前あった伐採、集積までの
地域環境保全タイプは廃止

①地域活動型

- ・森林資源を活用する活動(最大12.0万円/ha)
- ・竹林資源を活用する活動(最大33.2万円/ha)

②複業実践型

- ・本格的に森林資源を活用する活動(最大19.1万円/ha)

【従前事業】 森林・山村多面的機能発揮対策 (H25~R6)

①地域環境保全タイプ

- ・里山林保全活動(最大12.0万円/ha)
- ・侵入竹の伐採・除去活動(最大28.5万円/ha)

②森林資源利用タイプ

- ・薪などの利用のための伐採(最大12.0万円/ha)

【参考】林野庁 令和8年度予算 概算決定（PR版）

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち 森林・山村地域活性化振興対策（拡充）

令和8年度予算概算決定額 951,082千円（前年度 951,082千円）

<対策のポイント>

森業の振興などを通じた山村集落の維持・活性化を図り、森林の多面的機能の発揮を確保するため、手入れが行き届かない、地域の身近な里山林の整備・活用に取り組む活動組織の確保・育成、「半林半X」※も含めた活動の実践を支援します。

※「半林半X」とは、他の仕事でも収入を得ながら、地域の森林資源から林業収入を得ることにより生計を立てるライフスタイル。

<事業目標>

5年以上継続的に活動している活動組織の割合（70%〔令和11年度〕）

<事業の内容>

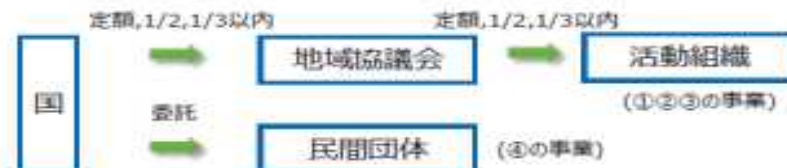
里山林活性化による多面的機能発揮対策

森業の振興などによる山村集落の維持・活性化や、森林の多面的機能の発揮に向けて、林業事業体による経営管理がされにくい里山林の整備を促進するため、

- ① 地域協議会が行う活動組織の確保・育成に向けた説明会・体験会の開催、安全な作業技術の習得の支援
- ② 集落活動等として、集落周辺の里山林を活用する取組の支援
- ③ 「半林半X」等を含め、点在する人工林を本格活用する取組の支援
- ④ 活動組織の活動成果の評価検証等を実施します。

※②③については、市町村が定める山村振興法に基づく「山村振興計画」に、里山林の保全活動が位置付けられている場合に優先採択。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

確保

育成

実践

➢ 里山林の整備・活用に関心のある地域住民等に対して、説明会や活動体験会を開催

➢ 里山林の整備・活用の実践に取り組む活動組織に対する安全対策や施業技術等に関する講習等の実施

➢ 活動組織が行う里山林の整備・活用の実践支援

地域活動型



地域住民等が連携し森林資源を活用する活動への支援

最大12.0万円/ha



地域住民等が連携し竹林資源を活用する活動への支援

最大33.2万円/ha

複業実践型



半林半X等により本格的に人工林を活用する活動への支援

最大19.1万円/ha

上記活動に必要な路網の作設・改修、資機材の整備、地域外関係者の受入環境整備・調整等への支援、アドバイザーの派遣等による活動サポート



【お問い合わせ先】 林野庁森林利用課（03-3502-0048）

2 事業の概要

■ 事業の背景・目的

[事業の背景]

○里山林は、かつて、薪や炭の生産の場、落葉の利用等で**維持管理**されてきた。
しかし、
⇒ 化石燃料、化学肥料の普及 → 人と森林との関わりが**希薄化**
⇒ 山村の過疎化・高齢化 → 森林の手入れがされず**放置状態**

現在、

- ⇒ 森林の藪化の進行や竹の侵入等が問題
- ⇒ 通常の木材生産を主目的とした森林整備では**対応できない**

そのため、
⇒ 地域住民、森林所有者、民間団体などが協力してつくる**活動組織が行う里山林保全や森林(竹林)資源の活用をするための活動に、**

国が活動費用を支援(H25～R11)

[事業の目的]

○林業事業体に管理されにくい、地域の身近な里山林の整備を促進し、**森林の多面的機能の発揮**や**山村集落の維持・活性化**を図るため、里山林の**整備・活用**に取り組む地域住民等が構成する**活動組織の確保・育成、活動の実践を支援**する。

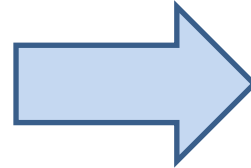
■支援メニュー（メインメニューの紹介）

※メインメニューは3つの型!!

メインメニュー（主たる活動）

1 地域活動型（森林資源活用）

・放置された里山林を手入れして多面的機能を維持・発揮させ、資源を活かしたい。

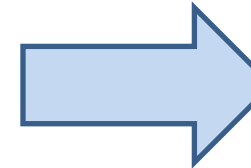


地域住民等が連携した里山林の整備と森林資源の活用を支援する。

【資源活用取組を必ず含むこと】

2 地域活動型（竹林資源活用）

・放棄された竹林の整備や里山林にまで広がったタケやササを除去し、竹等を活かしたい。

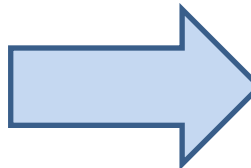


地域住民等が連携した竹林整備等と竹林資源の活用を支援する。

【資源活用取組を必ず含むこと】

3 複業実践型

・活用されていない里山林の木材資源を本格的に活用し、複業の一つしたい。



本格的な森林資源の活用の実践を支援する。

【資源活用数値目標を設定し達成すること】

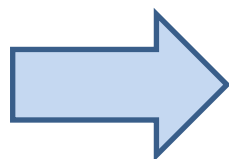
■支援メニュー（追加メニューの紹介）

※追加メニューは4種類。メインメニューと組み合わせが必要。

追加メニュー（従たる活動）

1 機能強化

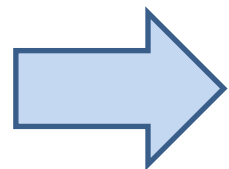
- ・森林整備のための歩道をつくりたい
- ・鳥獣害防止柵を設置したい



- ・主に重機等による歩道・作業道等の作
設・改修
- ・鳥獣害防止柵の設置・補修 等

2 関係人口創出・維持

- ・構成員以外の地域外の人と森林
整備を行っていききたい



- ・地域外関係者との調整
- ・受け入れの現地環境の整備 等

3 資機材等整備：活動を実施するために必要な資機材の購入・設置 等

4 活動推進費：現地確認（林況、境界等）、活動計画の実施に係る研修 等

■各支援メニューの内容

(1) 地域活動型（森林資源活用）

- ① 【交付単価（最大）： 1年目→ 120,000円/ha（160,000円/ha）】
2年目→ 116,000円/ha（154,667円/ha）】
3年目→ 112,000円/ha（149,334円/ha）】

②（）の単価は地方公共団体による支援があった場合の目安

（交付金の対象活動等）

- ・ 雑草木の刈払い・集積・搬出・処理、落ち葉掻き、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出・処理、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留めの設置・改修、木質バイオマス・炭焼き・きのこ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・処理、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング等

（交付金の使途）

- ・ 人件費、燃油代、傷害保険、賃借料、ヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服等の消耗品（（6）資機材等整備に掲げるものは除く）、事務用品等の消耗品、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費 等



作業前



作業中



作業終了

(2) 地域活動型（竹林資源活用）

- ① 【交付単価（最大）： 1 年目→ 3 3 2, 0 0 0 円／ha（4 4 2, 6 6 7 円／ha）】
2 年目→ 3 0 4, 0 0 0 円／ha（4 0 5, 3 3 4 円／ha）】
3 年目→ 2 7 6, 0 0 0 円／ha（3 6 8, 0 0 0 円／ha）】

②（）の単価は地方公共団体による支援があった場合の目安

（交付金の対象活動等）

- 竹・雑草木の刈払い・伐採・集積・搬出・処理、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング 等

（交付金の使途）

- 人件費、燃油代、傷害保険、賃借料、ヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服等の消耗品（（6）資機材等整備に掲げるものは除く）、事務用品等の消耗品、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費 等



作業前



作業中



作業終了

(3) 複業実践型

- ① 【交付単価（最大）： 1年目→ 191,000円/ha（254,667円/ha）】
2年目→ 176,000円/ha（234,667円/ha）】
3年目→ 162,000円/ha（216,000円/ha）】

②（）の単価は地方公共団体による支援があった場合の目安

（交付金の対象活動等）

- ・ 間伐木の伐採・搬出・処理、雑草木の刈払い・集積・搬出・処理、落ち葉掻き、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留めの設置・改修、木質バイオマス・炭焼き・きのこ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・処理、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング等

- ・ 必要な活動日数は、構成員平均で70日以上。
- ・ 間伐の数値目標を3年間でおおむね2割以上とし、達成すること。
- ・ 法人資格を有する組織であること。

（交付金の使途）

- ・ 人件費、燃油代、傷害保険、賃借料、ヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服等の消耗品（（6）資機材等整備に掲げるものは除く）、事務用品等の消耗品、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等



作業前



伐 採



搬 出

(4) 機能強化（追加メニュー）

※(1)、(2)、(3)の森林整備（竹林整備）を実施する場合のみ

①【交付単価（最大）： 800円/m】

（交付金の対象活動等）

- ・ 歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修及びこれらの実施前後に必要なとなる森林調査・見回り
- ①機能強化は、主たる活動を効果的に実施するため又は実施後にその効果を維持強化するために**必要な場合に限る**。
- ②機能強化は、対象森林のほか当該森林に**到達するために通過する森林内（森林経営計画策定森林含む）も実施可能**。
- ③機能強化を行う場合（森林調査・見回りを除く。）に**必要な延長は、1m以上**。

（交付金の使途）

- ・ **人件費、燃油代、傷害保険、賃借料、ヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服等の消耗品**（(6)資機材等整備に掲げるものは除く）、**事務用品等の消耗品、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費**等



作業前



作業中



作業終了

(5) 関係人口創出・維持（追加メニュー）

※(1)、(2)、(3)の森林整備（竹林整備）を実施する場合のみ

①【交付単価（最大）：50,000円／年】



（交付金の対象活動等）

- ・ **地域外関係者**との活動内容の調整、**地域外関係者受け入れ**に当たり行う環境整備、これらの活動に必要な森林調査・見回り 等
- ・ 関係人口（地域外関係者）創出・維持に取り組むにあたっては、
 - a. メインメニューと併せて実施する（本活動の単独実施は不可）
 - b. **10名以上の地域外関係者が参加する活動を年1回以上**行う
 - c. **10名以上の参加者を1回5名以上で2回以上**行うことも可。
 - d. 地域外関係者と活動前に綿密な打合せ等を行う。
 - e. 交付申請書に地域外関係者の記載することを要件とし、真に地域外関係者との活動に取り組む意向のある活動組織に限定する。



※地域外関係者は、**活動を実施する対象森林の所在する昭和25年2月1日における市町村の区域以外に居住する者**とする。

（交付金の使途）

- ・ **人件費、燃油代、地域外関係者に係る傷害保険、地域外関係者に係るヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服等の消耗品（(6)資機材等整備に掲げるものは除く）、事務用品等の消耗品、賃借料、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費 等**

(6) 資機材等整備（追加メニュー）

※(1)、(2)、(3)の森林整備（竹林整備）を実施する場合のみ

① 【交付単価： 購入価格の1/3または1/2以内】

（交付金の対象活動等）

- ・ メインメニュー、追加メニューによる活動の実施に**直接的に必要な**資機材及び施設の購入・設置・賃借（賃借は関係人口創出・維持に係るものに限る。）
- ・ **林内作業車、薪割り機、炭焼き小屋（炭釜含む）、薪ストーブの4種類については1/3以内、その他の購入費用については1/2以内**

（交付金の使途）

- ・ **刈払機、チェーンソー、丸鋸、ウインチ、軽架線、チップパー、わな、苗木、電気柵・土留め柵等構築物の資材、林内作業車、薪割り機、薪ストーブ、炭焼き小屋、あずまや（休憩や作業を行うための簡易建屋）、資機材保管庫、移動式の簡易なトイレ（(5)関係人口創出・維持の活動で使用するものにあっては、賃借料に限る。）、携帯型GPS機器、設置費等のうち、地域協議会の長が認めるもの（※汎用性のある物品等は対象外）**



(7) 活動推進費（追加メニュー）

①【交付単価（最大）： 38,000円】

（交付金の対象活動等）

- 現地の林況調査、活動計画の実施のための話し合い、研修 等

（交付金の使途）

- 人件費、燃油代、活動計画の検討に係る関係者の傷害保険、事務用品等の消耗品、賃借料、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費 等



森林の現況調査



境界確認、周囲測量



安全研修

【参考】資源活用取組例

※森林等整備の結果得られた産物を**素材**として利用する取組。

※**必ずしも林外に搬出する必要はなく、林内での利用もOK。**

■土木、建築、農業、木工、伝統工芸品

・木材・竹材（枝条、落葉、破砕物及び炭を含む）、桐材、桜皮 等

■熱源

・薪、木炭・竹炭

■食材、飾り葉、かいしき

・キノコ類、木の実、タケノコ、山菜、モミジの葉、クマザサの葉、タケノコの皮 等

■そのほか、塗料、染料、木酢液、竹酢液、薬草としての利用 など



【参考】秋田県の活動組織（R7、H25～R7）

	令和7年度の活動組織	市町村
1	八峰白神森づくりの会	八峰町
2	里山百恵	八峰町
3	男鹿森の人プロジェクト	男鹿市
4	前郷竹伐り隊	由利本荘市
5	枝郷地域づくり会「さとやま・ま森隊」	大仙市
6	ふるさと水源の森造成プロジェクト	湯沢市
	計 6 活動組織	

地域振興局	活動組織数 (H25～R7)	備考
鹿角	2	
北秋田	3	
山本	9	
秋田	1 0	
由利	1 6	
仙北	5	
平鹿	1	
雄勝	5	
計	5 1	

3 事業採択の要件等

■申請にあたり、特にご注意いただきたい要件

[詳細]

- 活動組織の要件
- 対象森林の要件
- 対象森林の地目の確認
- 活動可能な地目
- 協定締結の要件
- 市町村との協議要件
- 資源利用の要件
- 資機材等購入の要件
- 業務を委託する場合の要件
- モニタリング調査の要件
- 安全対策の要件

■申請にあたり、特にご注意ください要件

- 3名以上で活動組織をつくること
- 対象面積が0.1ha（1,000m²）以上であること
- 対象森林は森林経営計画の対象外であること
- 3年間の活動計画をたて、3年間の活動ができること
- 森林所有者と3年以上の協定を締結すること
- 森林や竹林の資源を活用すること
- 毎年度、安全研修等及びモニタリング調査を実施すること

■活動組織の要件

- ① 地域住民、森林所有者、地域外関係者等の **3名以上** で構成されていること。
- ② 活動対象となる森林と同一の **秋田県内に主たる事務所** を置いていること。
- ③ 活動組織の運営に関する **規約等（国様式）** を定めていること。
- ④ **会費の徴収** 等により財政基盤が確保されており、自立的に活動できる組織であること。
- ⑤ 活動期間中に **毎年1回以上** の **安全講習** や **森林施業技術向上の講習** を実施することにより、一定の安全体制の確保や施業技術の向上を図る組織であること。講習は、原則として活動組織の構成員（活動参加者）が **全員参加** すること。
- ⑥ 活動に必要な安全装備を備えること及び **傷害保険に加入** すること。特に、林内に立ち入る際には、**ヘルメットを必ず着用** させること
- ⑦ 実施要領に定められている **書類の調製・整備ができる能力** があること。また、地域協議会で定める期日までに、**交付金の交付に係る必要書類（採択申請書や実施状況報告書等）** を作成できる能力があること。

■対象森林の要件

- ① 活動組織の事務所がある秋田県内の森林であること。
- ② 交付金の交付を受けて活動を行う時点において森林経営計画が策定されていない森林であること。（市町村で確認可能）
- ③ 0.1ha以上の面積をもつ森林であること。

■対象森林の地目の確認

- ① 活動対象地の地目は原則として山林であること。
- ② 農地の場合は、市町村で「地域森林計画対象森林」（5条森林）であることの確認を行うか、非農地証明の取得が必要です。
- ③ 登記地目が墓地の場合は、知事等から廃止許可書が必要となるため、地目の確認が必要となり、地目を確認できる資料の準備が必要です。例えば、固定資産税課税明細書や登記簿の写し、地籍調査図の地目の記入等となります。課税明細書については、金額の欄は不要ですので、見えないように写しを提出して頂ければ結構です。

■活動可能な地目

- ① 山林（森林経営計画が策定されていない森林）
- ② 原野（現状木竹が生育し、土地の状態から社会通念上、今後も立木竹の生育に供されると客観的に認められる土地（森林法2条）。
- ③ 雑種地（現状木竹が生育し、土地の状態から社会通念上、今後も立木竹の生育に供されると客観的に認められる土地（森林法2条）。
- ④ 農地（「地域森林計画対象民有林」（5条森林）である土地又は非農地証明を受けたもの又は地目を森林へ変更する土地）
- ⑤ 墓地（知事等から廃止許可書）
- ⑥ 地方公共団体有林（協定書又は利用許可書）

■協定締結の要件

- ① 活動組織の代表者と森林所有者の間に**3年以上の協定を締結**（国様式）していること。
- ② 活動組織の代表や構成員が森林所有者である場合も協定は必要。
- ③ 森林所有者と協定を締結していれば、**学校林や公有林でも活動可能**。
- ④ **利用する資源の範囲及び収益の取扱**については、森林所有者と事前に協議し、**お互い了承の上、協定を締結**すること。
- ⑤ 活動計画書に定めた3か年の活動を実施すること。3年間の活動が継続できなかった場合には、初年度に遡って**交付金の返還**が求められる場合があります。

■市町村との協議要件

- ① 活動が計画されている地域を管轄する市町村が本交付金による支援の有無、事業の有効性、妥当性、森林経営計画策定の有無などを確認していること。

※地域協議会へ書類を提出する前に市町村へ森林経営計画策定の有無を確認し、活動内容の説明をすること。

※市町村に対する書面による確認は、地域協議会が行います。

■資源利用の要件

- ① 森林資源や竹林資源は、活動3年間の**1年目から利用**すること。
- ② **素材利用を原則**とする。
- ③ 活用方法は、販売、現地利用、自家消費の区別はない。
- ④ 活用する際の**数量の目標はない**。（※地域活動型の場合）
- ⑤ 活用証明については、**活用事実が確認できる**伝票、写真等を提出すること。

■資機材等購入の要件

- ① 資機材の購入について、**レンタル等の場合の費用と比較**して、購入する方が有利な場合は購入可能です。
- ② **原則初年度に購入**し、3年間使用すること。（**耐用年数に注意**）
- ③ 資機材を消耗品で購入しないこと。
- ④ **領収書**の氏名欄は個人名ではなく**活動組織名**を記入し、明細書も添付すること。
- ⑤ 購入後、資機材に事業年度、事業名、購入月日、活動組織名などを記載（シール貼付）して**写真撮影**すること。（実績書類として添付）
- ⑥ パソコン、デジカメなど**汎用性の高い物品は対象外**です。

■業務を委託する場合の要件

- ① 委託する作業は、活動組織で原則実施できない作業（胸高直径の大きい木の伐採、測量など）。**全部委託は禁止。**
※活動組織は受託者の作業内容を適切に監督すること。
- ② 作業を委託する場合は、**原則見積書を 2 社以上**徴収すること。

■モニタリング調査の要件

- ① 活動終了後の成果を数値で説明できるように、活動前の森林状況を調査し、1年目、2年目、3年目の活動後にも調査して、活動状況を管理すること。
- ② 活動計画書に、活動の目標と活動結果のモニタリング調査方法を記載し、モニタリング結果を**毎年度報告**すること（報告期間3年）。但し、目標とモニタリング調査方法は、**地域協議会と相談して設定**すること。
- ③ 活動開始後のモニタリング**箇所の設置**は、原則、**地域協議会が活動組織の現地調査に同行して指導**する。
- ④ モニタリングは**必ず**、数値で目標と**達成率**を表すこと。

※モニタリング調査のガイドライン（林野庁）を参考に調査を実施

【参考】モニタリング調査について

○活動の成果を数値で説明できるように森林の状態を調査

- ・初回調査：1年目の採択決定後に現状調査、数値目標を決定
- ・年次調査（1年目）：活動終了後に調査
- ・年次調査（2年目）：活動終了後に調査
- ・年次調査（3年目）：活動終了後に調査 ⇒ 目標達成(100%)

※活動によりどのように変化したかを把握し、次の活動へ反映させる。

○調査の例

■混み合っているスギ人工林の場合

- ・調査区の設定：100m²の調査区（10m×10m）
- ・調査方法：木の本数と樹高の調査
- ・木の混み具合調査：数値化、数値目標を決定
- ・3年間の想定作業：刈払、枯損木・風倒木の処理、間伐、搬出 など

➡ 資源活用取組は毎年度実施が必要。

※3年間活動して、目標を達成

※調査区をモデルとして活動対象面積の全体を整備する。

【参考】秋田の森林活用地域協議会のモニタリング方法一覧表

森 林 の 現 状 に 対 す る モ ニ タ リ ン グ の 方 法 一 覧 表

秋田の森林活用地域協議会

タイプ	森林の現状	活動の目標	実施する作業	初回調査	次年度以降調査	数値目標	モニタリング方法	野帳様式	摘要
地域環境保全	荒れ地となっている	樹木を植栽して植栽木の生育を促進したい	植樹、下刈り	植栽予定地の植生	植栽した苗木の活着本数	苗木の活着率	植栽木の成立本数	A-1-1	100m ²
里山林保全	植栽木が雑草木に覆われている	植栽木の生育を促進したい	下刈り	植栽木の本数	植栽木の成立本数	成立本数	植栽木の成立本数	A-1-1	100m ²
	雑草木が繁茂して景觀が損なわれている	雑草木を刈り払い景觀を維持したい	刈り払い、ツル伐り	林縁から地上1mの見通し	林縁から地上1mの見通し	10m又は地形の変曲点までの見通し距離	地上1mの見通し距離	A-1-2	3方向
	里山の雑木林が藪化している	高木になる木を育て景觀を良くしたい	刈り払い、ツル伐り、除伐	胸高直径4cm以上の全ての木の本数	胸高直径4cm以上の全ての木の本数	高木になる木の本数	胸高直径4cm以上の木の本数	A-1-3	100m ²
	里山の雑木林が藪化している	危険木を処理して安全な森林を造成したい	刈り払い作業、危険木処理	同上本数と危険木本数	危険木本数	危険木0本	危険木本数	A-1-3	100m ²
	高樹齢の広葉樹が多くナラ枯れが心配	ナラ類の高樹齢木を伐採して若返りを図りたい	伐採、伐採木周辺の刈り払い	胸高直径24cm以上のナラ類の本数	伐採木の株からの萌芽発生数	萌芽再生率80%以上	萌芽再生率調査	A-1-4	25m ²
	人工林で枯れ枝が目立つ	病虫害防止と景觀維持のため枯れ枝を打ちたい	枝打ち、刈り払い	枝下高	枝下高	太い枯れ枝が見えない枝下高	枝下高	A-1-5	100m ²
	混み合った林になっている	人工林をきれいにし、健全な状態にしたい	枝打ち、除伐、間伐	木の混み具合	木の本数	相対幹距比●ポイント改善	木の混み具合調査(相対幹距比調査)	A-1-6	100m ²
	下草が繁茂して山野草が見えなくなった	希少種・里山の指標種の保護	刈り払い、除間伐	目標種の個体数	目標種の個体数	目標種の個体数	目標種の個体数	A-1-7	25m ²
	竹が倒伏して景觀が損なわれている	侵入した竹を除去したい	倒伏竹の搬出、竹の伐採	竹の本数調査	竹の本数調査	1ha当たり5,000本	竹の本数調査	A-2-1	25m ²
	竹が侵入して人工林が覆われている	侵入した竹を除去したい	倒伏竹の搬出、竹の伐採	竹の本数調査	竹の本数調査	竹を0本に	竹の本数調査	A-2-1	25m ²
森林資源利用	荒廃し竹材利用が出来なくなった	継続的に竹材やタケノコを採取したい	竹の間伐	竹の本数調査	竹の本数調査	1ha当たり4,000本	竹の本数調査	A-2-1	25m ²
	人工林が混んできた	人工林を間伐して材を利用したい	間伐、搬出	木の混み具合調査と幹材積量調査	木の混み具合調査と幹材積量調査	相対幹距比ポイント改善と間伐材利用率	木の混み具合調査と幹材積量調査	B-9	100m ²
	広葉樹林が混んできた	広葉樹を間伐して材を利用したい	伐採、搬出	木の混み具合調査と幹材積量調査	木の混み具合調査と幹材積量調査	相対幹距比ポイント改善と間伐材利用率	木の混み具合調査と幹材積量調査	B-10か11	伐採本数で10か11
	高樹齢の広葉樹が多くナラ枯れが心配	若返りを図りながら伐採した材を利用したい	伐採、刈り払い	幹材積量調査	幹材積量調査と再生萌芽数	伐採材積の50%以上利用と萌芽再生数	幹材積量調査と再生萌芽数	B-10か11	伐採本数で10か11
	利用できる森林資源が放置されている	木材以外の資源を持続的に生産・利用	適宜	利用する資源量調査	利用する資源量調査	計画に対する利用率	利用する資源量調査	12	未整備

■安全対策の要件

- ① 活動組織は、森林施業技術の向上に努めるとともに、十分な安全対策を講じること。
- ② 立木の伐採や刈払機の使用など危険を伴う作業を行う場合には、活動組織の**安全講習を受けている者**に作業させること。
- ③ 作業は、安全対策を徹底し、**一人作業はしない**で下さい。なお、**危険な作業は森林組合などに委託**して下さい。
- ④ 作業においては、必ず安全な服装、**ヘルメット着用**を厳守して下さい。（提出写真で確認）
- ⑤ 活動の危険度に応じた適切な**傷害保険に必ず加入**して下さい。
- ⑥ **活動年度の作業前**に安全講習を実施して下さい。
- ⑦ 事故が発生した場合は、**被災者の手当てを最優先**。その後、地域協議会に**事故内容を報告**し、「**災害発生概要**」を提出して下さい。

4 新規団体の立ち上げから採択申請までのステップ

ステップ1. 対象地域と参加者の決定

- どこで活動するかを決める
- 参加者を募る（参加同意書作成）
- 活動組織の名称と規約を作成（模範様式有り）
- 活動対象地の森林所有者と協定を結ぶ（模範様式有り）

ステップ2. 活動内容の話し合い

- どのような里山林にしたいか
- どんな活動内容にするか
- 地域協議会に相談する

ステップ3. 地域協議会へ申請

- 3か年間の活動計画（活動計画書）を作成
- 人件費等活動に関する取り決めを決定（3年間は同じ単価）
- 資機材を購入する場合は見積書を徴収（原則1年目に購入）
- 委託する場合は2社以上から見積もりを徴収
- 活動森林の現状を写真撮影（長期にわたり手入れがされていない林内状況）
- 地域協議会に提出する前、市町村担当者と意見交換
- 活動計画書、採択申請書等を作成し、地域協議会のヒアリングを受ける

【参考】申請に必要な書類

提出書類	注 意 点
1 採択申請書（様式第12号）	交付金の上限は単年度500万円
2 活動計画書（様式第11号）	3年間の取組概要など詳しく記載
3 参加同意書（様式第8号 別紙）	構成員に変更があった場合は再提出
4 規約（様式第8号）の写し	会の自立的活動のため会費の徴収が必要
5 協定書（様式第9号）の写し	協定書は3年以上で結ぶ。森林所有者が構成員でも必要。
6 計画図（1/5,000以上）	活動場所の森林計画図、または縮尺5,000分の1以上の図面を添付
7 対象森林の現況写真	活動区域・メインメニュー毎に3枚以上。遠景、近景など視点を変えて撮影。
8 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート	
9 「みどりチェック」チェックシート（様式14号）	活動組織用
10 その他	申請内容の説明に必要な資料

※様式等はデータで提供します。

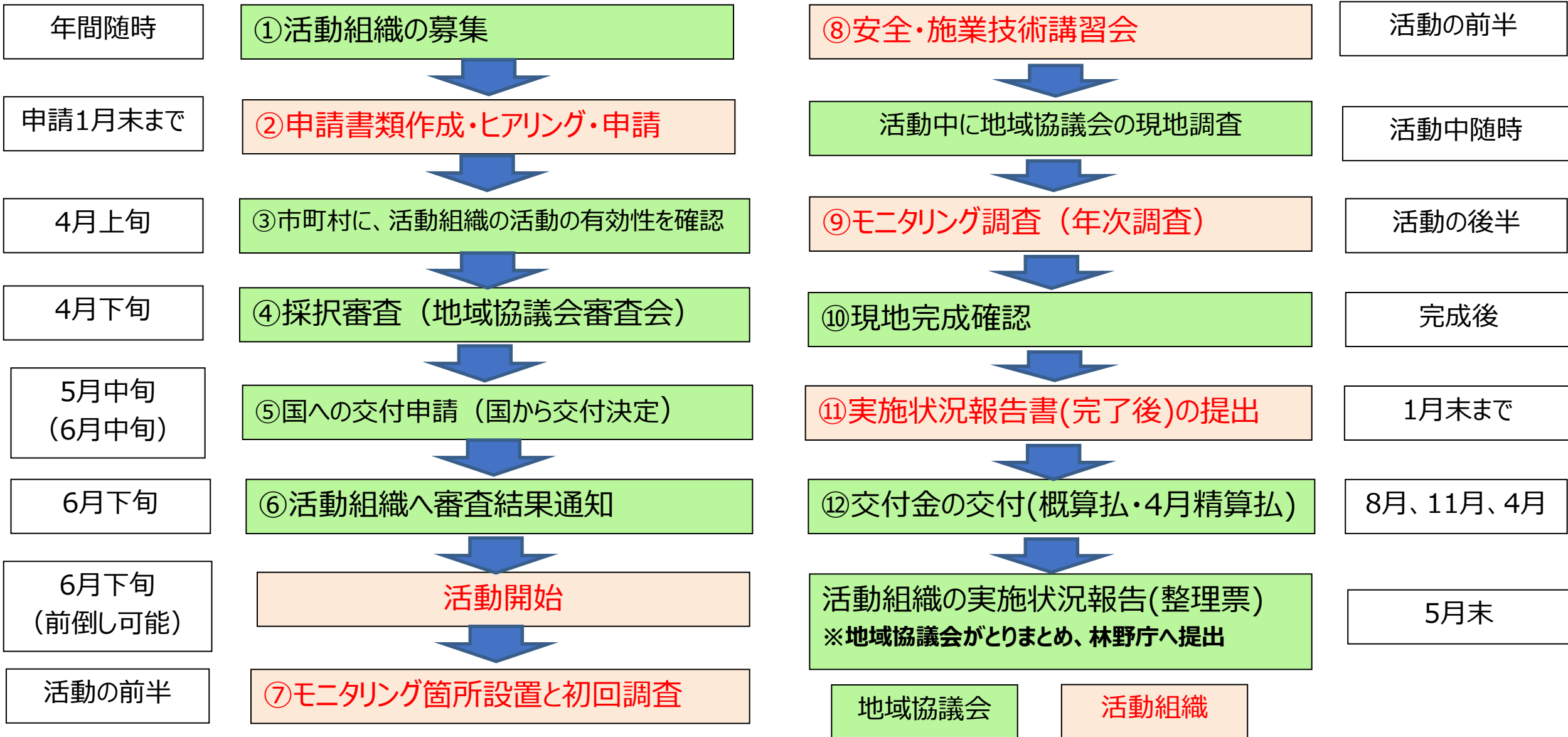
【参考】申請前に、ご一読いただきたい資料

- ・次の資料は、事業実施を検討したい方にデータで提供しますので、ご連絡下さい。
また、採択後に、これらの資料が改正された場合は、改正内容を遵守して下さい。

- ①「里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金」標準ガイドブック
(Q&A集、モニタリング調査のガイドラインを含む) (令和8年4月改訂版)
- ②【林野庁HP】森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱
(令和8年4月8日施行)
- ③【林野庁HP】里山林活性化による多面的機能発揮対策実施要領
(令和8年4月7日施行)
- ④活動組織向け「写真の撮り方ガイド(令和6年4月改訂版)」
- ⑤その他、林野庁及び地域協議会が定めた資料

■活動予定森林の位置や範囲(林班、小班)、森林状況の概要(衛星写真)を知りたい場合は、
秋田県森林情報公開サービス「<https://akitafmd-akitafmd.hub.arcgis.com/>」【秋田県農林
水産部森林資源造成課】を利用してみてください。

【参考】 事業申請から交付金交付までの流れ



5 令和9年度採択申請書等の提出期限

■新規団体の場合

- ・ **令和8年11月末までに仮提出、令和9年1月末まで本提出**（仮提出前に地域協議会が現地調査し、ヒアリング等を実施）

■継続団体の場合

- ・ 令和9年度が3年計画の3年計画の2年目の団体（2団体）と3年目の団体（3団体）は、**令和8年12月中旬までに仮提出、令和8年2月末までに本提出**（ヒアリング等を実施）

※林野庁の令和9年度要望額調査（1月中旬に報告）に合わせ、地域協議会は12月末までに事業申請予定団体の要望額をとりまとめます。

【参考】林野庁 令和9年度予算 概算要求 (PR版)

森林循環利用・付加価値創出対策のうち「森業」推進プロジェクトのうち 里山林活性化による多面的機能発揮対策 (拡充)

令和9年度予算概算要求額 1,183,234千円 (前年度 951,082千円)

<対策のポイント>

森業等の推進による山村地域の発展に向けて、山村集落の維持・活性化を図り、森林の多面的機能の発揮を確保するため、手入れが行き届かない、地域の身近な里山林の整備・活用に取り組む活動組織の確保・育成、「半林半X」※も含めた活動の実践を支援します。

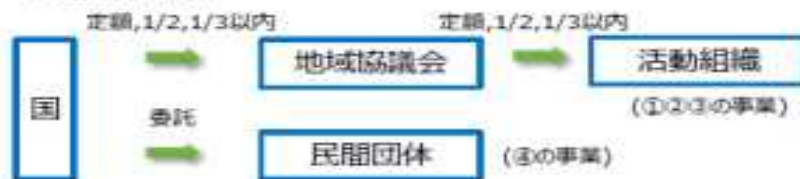
※「半林半X」とは、他の仕事でも収入を得ながら、地域の森林資源から林業収入を得ることにより生計を立てるライフスタイル。

<事業の内容>

山村集落の維持・活性化や、森林の多面的機能の発揮に向けて、手入れが行き届かない里山林の整備を促進するため、

- ① 地域協議会が行う活動組織の確保・育成に向けた説明会・体験会の開催、安全な作業技術の習得の支援
- ② 集落活動等として、集落周辺の里山林を整備・活用する取組の支援
- ③ 「半林半X」等を含め、里山林を本格的に整備・活用する取組の支援
- ④ 活動組織の活動成果の評価検証等を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

確保

- 里山林の整備・活用に関心のある地域住民等に対して、説明会や活動体験会を開催

育成

- 里山林の整備・活用の実践に取り組む活動組織に対する安全対策や施業技術等に関する講習等の実施

実践

- 活動組織が行う里山林の整備・活用の実践支援

地域活動型



地域住民等が連携し森林を整備・活用する活動への支援

最大12.0万円/ha



地域住民等が連携し竹林を整備・活用する活動への支援

最大33.2万円/ha

複業実践型



半林半X等により本格的に里山林を整備・活用する活動への支援

最大19.1万円/ha

上記活動に必要な路網の作設・改修、資機材の整備、地域外関係者の受入環境整備・調整等への支援、アドバイザーの派遣等による活動サポート



【お問い合わせ先】 林野庁森林利用課 (03-3502-0048)

6 申請書等の提出先・問合せ先

○秋田の森林活用地域協議会

(あきた森づくり活動サポートセンターに併設)

【事務局】 2 名 事務局長 沼倉直人
事務局員 清水政枝

- 〒019-2611 秋田市河辺戸島字上祭沢38-4
秋田県森林学習交流館 プラザクリプトン内
- 電話 018-882-5570（サポートセンターと共通）
- FAX 018-882-5571（サポートセンターと共通）
- E-mail : akt-chikyuu@forest.ocn.ne.jp

※里山林活性化による多面的機能発揮対策は国の支援事業です。

国のお金が適切に使われているかをチェックする会計検査院の検査対象になっています。